

第10回戸籍システム検討ワーキンググループ 議事要旨

- 1 日 時：平成28年4月27日（水）15：59～18：05
- 2 場 所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：安達座長，遠藤委員，折笠委員，小松崎委員，酒井委員，高橋委員，高柳委員，中村委員，名越委員，成田委員，平野委員，本間委員，鷺崎委員，手塚オブザーバー
- 4 概 要：法務省から，配布資料に関する説明を行った後，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

【調査・研究事業における中間報告書（概要）案について（2）】

- マイナンバー制度では，情報連携には符号を使うのであって，マイナンバーを直接使って情報連携はしないと説明されているので，その点を明確に記載する。
 - ・ 新システムにおける戸籍の情報保持形態の比較評価に当たっては，コスト面や国民の利便性の向上など様々な観点から検討する必要があるが，その際には，誰にどのようなインパクトを与えるのかという観点を明確にすべきである。
 - ・ マイナンバー制度の導入に当たっては，国民の利便性の向上の観点について検討する必要があるが，マイナンバー制度の導入によって発生する効果と，一定の戸籍の情報保持形態を採ることによって発生する効果を明確にした方が良いのではないか。
- 市区町村によっては，戸籍事務の処理方法が異なる点もあると思われることから，システムの在り方の検討に当たっては，これを踏まえた議論が必要ではないか。
 - ・ 戸籍に記載することが可能な文字は正字が原則とされているところ，過去の経緯からそれ以外の文字も実際には戸籍に記載されており，このような文字が個々の市区町村の戸籍情報システムにも登録されている状況にあることから，慎重な検討が必要である。
 - ・ 文字については，コンピュータで処理する記号としての文字と，証明書に表示する文字とを分離して取り扱うことも検討する余地があるのではないか。
 - ・ 本籍地のある市区町村と住所地の市区町村が異なる場合など，戸籍と住民基本台帳をどのようにマッチングし，マイナンバーを紐付けするかなどが，今後の調査・研究の課題である。
 - ・ 新システムにおける戸籍の情報保持形態の比較評価に当たっては，現時点では，仮定に基づいた評価もやむを得ないところ，その仮定の「確からしさ」を今後，吟味する必要があるのではないか。
 - ・ 新システムにおける戸籍の情報保持形態については，今あるシステムのクラウド化を段階的に進め，最終的な目的として一元化を掲げるということも考えられるのではないか。

以上